

青森県報

第三千六百四十六号

平成二十五年
一月二十八日
(月曜日)

目次

告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地並びに居宅介護支援事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……四

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……四

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地変更の届出……………(同) ……七

右 同……………(同) ……七

右 同……………(同) ……七

漁業の許可等の申請期間……………(水産振興課) ……七

道路の区域の変更……………(道路課) ……八

道路の供用の開始……………(同) ……八

漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出……………(下北地域) ……八

公 告……………(県民局) ……八

行政書士試験の合格者……………(総務学事課) ……九

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活) ……九

右 同……………(文化課) ……一〇

告 示

青森県告示第四十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分		変 更
				名 称	所 在 地	
社会福祉法人 ミリア	株式会社 めぐみ	訪問介護	指定訪問 介護事業 所めぐみ の風	居宅介護 事業の種 類	居宅介護 事業所	年月日
三戸郡五戸 町字姥堤三 四の一	弘前市大字 紺屋町二五 七	特別養護 老人ホーム スヤくら	弘前市大字 野沢字小松 七七八七	居宅介護 事業の種 類	居宅介護 事業所	平成 三三・一・一
短期介護所 生活介護	八戸市大字 櫛引字下矢 倉二二の二	八戸市大字 田一の下 八幡字下樋	弘前市大字 紺屋町二五 七	居宅介護 事業の種 類	居宅介護 事業所	二四・三・三〇

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	株 工 コ ー 社	株 工 コ ー 社	会 法 社 人 伸 康 社	会 法 社 人 伸 康 社	会 法 社 人 寿 福 社	会 法 社 人 寿 福 社	"	"	謙 昌 法 人 療 会	謙 昌 法 人 療 会		
五 一 番 和 田 市 東 の	三 七 番 和 田 市 八 の 稲	五 一 番 和 田 市 東 の	三 七 番 和 田 市 八 の 稲	五 一 番 和 田 市 東 の	三 七 番 和 田 市 八 の 稲	一 二 番 狐 前 市 石 大 字 の 一 田	一 二 番 狐 前 市 石 大 字 の 一 田	秋 市 八 川 戸 町 字 夏	秋 市 八 川 戸 町 字 夏	"	"	山 三 久 一 保 の 二 大 字	山 三 久 一 保 の 二 大 字
貸 与 福 祉 用 具	貸 与 福 祉 用 具	訪 問 介 護	訪 問 介 護	生 活 期 介 護 所	生 活 期 介 護 所	生 活 共 同 介 護	生 活 共 同 介 護	通 所 介 護	通 所 介 護	生 活 共 同 介 護	生 活 共 同 介 護	認 知 症 共 同 介 護	認 知 症 共 同 介 護
な い 「 き ず 」 タ	な い 「 き ず 」 タ	訪 問 介 護	訪 問 介 護	成 の 館	成 の 館	シ ョ ー ロ ウ ト	シ ョ ー ロ ウ ト	ジ エ ラ リ ン グ	ジ エ ラ リ ン グ	ず ビ ス ア ン	ず ビ ス ア ン	グ ル ー プ の 家	グ ル ー プ の 家
"	"	五 一 番 和 田 市 東 の	五 一 番 和 田 市 東 の	一 三 番 狐 前 市 石 大 字 の 七	一 三 番 狐 前 市 石 大 字 の 七	一 二 番 狐 前 市 石 大 字 の 一	一 二 番 狐 前 市 石 大 字 の 一	八 戸 市 大 字 の 二 九	八 戸 市 大 字 の 二 九	一 久 保 三 の 一 外	一 久 保 三 の 一 外	八 戸 市 大 字 の 一 外	八 戸 市 大 字 の 一 外
"	"	二 四 ・ 七 三	二 四 ・ 七 三	二 四 ・ 九 一	二 四 ・ 九 一	二 四 ・ 五 一	二 四 ・ 五 一	"	"	二 四 ・ 四 一	二 四 ・ 四 一	"	"

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
法 社 三 和 会 が 社	法 社 三 和 会 が 社	"	"	"	"	ポ ー ト ス 株 サ	ポ ー ト ス 株 サ	熊 坂 覚	熊 坂 覚	"	"	"	"
一 茜 の 二 丁 目	三 和 市 上 恋	目 四 本 都 の 一 四 丁	目 八 本 都 の 七 丁	目 四 本 都 の 一 四 丁	目 八 本 都 の 七 丁	目 四 本 都 の 一 四 丁	目 八 本 都 の 七 丁	目 一 三 八 戸 市 石 堂	目 一 三 八 戸 市 石 堂	五 一 番 和 田 市 東 の	五 一 番 和 田 市 東 の	三 七 番 和 田 市 八 の 稲	三 七 番 和 田 市 八 の 稲
生 活 共 同 介 護	生 活 共 同 介 護	訪 問 介 護	訪 問 介 護	訪 問 介 護	訪 問 介 護	訪 問 介 護	訪 問 介 護	管 理 指 導	管 理 指 導	通 所 介 護	通 所 介 護	通 所 介 護	通 所 介 護
の ホ ル ム お ブ	の ホ ル ム お ブ	"	"	戸 ポ ー ト ス 八 サ	戸 ポ ー ト ス 八 サ	"	"	前 ポ ー ト ス 弘 サ	前 ポ ー ト ス 弘 サ	「 き ず 」 な	「 き ず 」 な	セ 田 お い 十 和	セ 田 お い 十 和
六 渡 の 上 石 中 三 佐	六 渡 の 上 石 中 三 佐	"	"	一 売 八 市 大 字 の 一 侍	一 売 八 市 大 字 の 一 侍	"	"	目 小 比 内 の 一 四 五 丁	目 小 比 内 の 一 四 五 丁	五 一 番 和 田 市 東 の	五 一 番 和 田 市 東 の	"	"
二 四 ・ 六 一	二 四 ・ 六 一	"	"	"	"	"	"	二 四 ・ 六 一	二 四 ・ 六 一	"	"	"	"

青森県告示第五十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分名	称	所在地	施設の種類	変更年月日
特別養護老人ホーム 三和園	特別養護老人ホーム 八ピネスやくら	弘前市大字三和 字上恋塚一九	八戸市大字櫛引 字下矢倉二二の二				介護老人福祉施設	平成 二四・三・三〇
弘前市大字茜町 二丁目一の二							介護老人福祉施設	二四・六・一

青森県告示第五十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分名	称	主たる事務所所在地	名称	所在地	変更年月日
株式会社工 コー	株式会社工 コー			十和田市稲生 町一八の三七	JA十和田お いらせ福祉用 具センター 「ぎずな」	十和田市東一 番町六の五一	平成 二四・七・三〇
十和田市東一 番町六の五一							

青森県告示第五十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分名	称	主たる事務所所在地	名称	所在地	変更年月日
株式会社工 コー	株式会社工 コー			十和田市稲生 町一八の三七	JA十和田お いらせ福祉用 具センター 「ぎずな」	十和田市東一 番町六の五一	平成 二四・七・三〇
十和田市東一 番町六の五一							

青森県告示第五十三号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた

ので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成二十五年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十五年三月一日から同月十二日まで

備考

一 漁業種類 手繰第一種漁業

二 操業区域 下北郡尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ直線の中点から正東の線以南、東経百四十二度三十分の線以西の太平洋における青森県沖合海域

三 操業期間 平成二十五年四月一日から同年六月三十日まで及び同年九月一日から平成二十六年三月三十一日まで

四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 九隻

青森県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年二月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間			変更の 前後別	敷地 の幅員	敷地 の延長	備考
1	県 道	五所川原浪 岡線	五所川原市大字持子沢字笠野前二四四の一から 五所川原市大字持子沢字笠野前一六一の一まで			前	一七・八〇メートルから 一七・四〇メートルまで	八〇・〇〇メートル	
			前	後		一五・九〇メートルから 一五・〇〇メートルまで	一〇四・〇〇メートル		

青森県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年二月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の 区 間	供用開始 日
国道三九四号	上北郡七戸町字和田下七三の三から 上北郡七戸町字和田四〇の三まで	平成 五 二 六

青森県告示第五十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 称	届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧	期 間	場 所
大畑	むつ市大畑町新町二〇番地二 一戸 清史 むつ市大畑町湊村四番地 新保 信一 むつ市大畑町正津川二五四番地四 柏 智弘	平成二十五年 一月二十八日 から同年二月 十一日まで	大畑町漁業 協同組合	同右
尻屋	下北郡東通村大字尻屋字村中四一 番地 住吉 與悦 下北郡東通村大字尻屋字村中二四 番地 石田 淳三 下北郡東通村大字尻屋字村中三四 番地 石田 長智		尻屋漁業協 同組合	同右

公 告

行政書士試験の合格者

平成二十四年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりであるので、青森県行政書士法施行細則（昭和五十年六月青森県規則第三十四号）第二条の規定により公告する。

平成二十五年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

受 験 番 号	〇三二〇〇〇七
	〇三二〇〇一五
	〇三二〇〇二一

〇三二〇〇三六	〇三二〇〇四一	〇三二〇〇五一	〇三二〇〇六一	〇三二〇〇七八	〇三二〇〇八四	〇三二〇〇九七	〇三二〇一〇一六	〇三二〇一〇二一	〇三二〇一〇二九	〇三二〇一〇五七	〇三二〇一〇一六	〇三二〇一〇二〇	〇三二〇一〇三〇	〇三二〇一〇三九	〇三二〇一〇四一	〇三二〇一〇四九	〇三二〇一〇五九
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年一月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人雑木林
- 三 代表者の氏名
成重 良恵
- 四 主たる事務所の所在地

十和田市大字赤沼字前川原四七
五 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者とその家族及び関係者に対して、それぞれの地域で、安心と広がりのある暮らしが実現できるように必要な事業を行い、もって障害児・者のよりよい成長、幸福な人生の創造に貢献するとともに社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十五年一月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人子育てサポートかたつむり
- 三 代表者の氏名  
田中 訓
- 四 主たる事務所の所在地  
南津軽郡藤崎町大字矢沢字福本四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障がいのあるなしにかかわらずすべての子ども達に対して、地域社会の中で心身ともに健全に育成されるよう障がい児・ディサービスや子育て相談などのサービスを提供する事により、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭